1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	島根県出雲市知井宮町字坂之下谷2394番１から島根県大田市温泉津町福光235番１まで

2　指定する期日　令和７年10月27日
3　通行方法
次の通行方法によらなければならない。
橋等の通行方法
橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
宮城労働局長　松瀬　貴裕
第４号中「１時間1,036円」を「１時間1,101円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
栃木労働局長　川口　秀人
第４号中「１時間1,055円」を「１時間1,070円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
山口労働局長　鈴木　輝美
第４号中「１時間1,088円」を「１時間1,141円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
香川労働局長　友住弘一郎
第４号中「１時間1,092円」を「１時間1,158円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和６年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
福岡労働局長　鈴木　一光
第４号中「１時間1,000円」を「１時間1,065円」に改める。
附　則
この決定は、令和８年２月１日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
福岡労働局長　鈴木　一光
第４号中「１時間1,081円」を「１時間1,147円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月10日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

山口県下関市本町三丁目１番１号**山口合同ガス株式会社**の工場財団に山口県下関市本町三丁目１番１、１番２、１番３、29番８、472番１山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二ノ枡473番２山口合同ガス株式会社防府工場、山口県周南市大字徳山字久米ヶ後355番４、同所字久米ヶ岡10425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市小川屋町4979番２山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大内千坊四丁目1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社小野田工場、山口県柳井市柳井字宮本塩浜1578番12、同所同字1574番45、同所同字1574番56山口合同ガス株式会社柳井工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年11月６日
山口地方法務局下関支局

東京都港区虎ノ門二丁目10番４号**オークラプレステージタワー中浦風力合同会社**の工場財団に長崎県西海市西海町中浦南郷字涼松1367番地33中浦風力発電所の工作物、機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年11月６日
長崎地方法務局佐世保支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年11月６日
中国地方整備局長　杉中　洋一
1　処分をした年月日　令和７年10月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　Primetals Technologies Japan株式会社　後藤　　朗　広島県広島市西区観音新町４－６－22　国土交通大臣許可（特－４）第26590号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告